

## 高松市監査委員告示第1号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年1月31日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	森	谷	忠	造
同	大	見	昌	弘

▶ 監査結果に基づく

# 措置通知

(包括外部監査)

(平成30年1月31日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

## 高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H30.1.31

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ 高松市の関連諸団体

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等	措置 通知日
1	意見	会則の改定を提案することについて (高松市防犯協会)	P164	市民政策局 くらし安全安心課	H30.1.5

※ 意見 ・ ・ 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	会則の改定を提案することについて（高松市防犯協会）	
意見の内容	役員として、理事が若干名とされているが、会員のうち、正副会長、監事以外の12名全てが理事になっている。このため、総会と理事会が同一メンバーとなっている。また、「委員」に関する定義がないなど、会則の改定を提案する必要がある。	
報告書該当ページ	P164	
報告書へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年1月5日
所管課等	市民政策局 くらし安全安心課
措置結果	<p>本件意見については、平成27年5月22日付けで高松市防犯協会会則の改正を行い、理事に関する規定は変更しないものの、員数は他の役員を除く会員から5名とし、会則に沿ったものとした。</p> <p>また、「委員」に関する定義を定め、平成29年5月10日付けで改正した。</p>